

千葉県糖尿病性腎症重症化予防対策推進検討会設置要綱 改正案

(目的と設置)

第1条 千葉県における糖尿病性腎症重症化予防対策の推進及び関係機関の連携体制について検討することを目的とし、千葉県糖尿病性腎症重症化予防対策推進検討会（以下「検討会」という）を設置する。

なお、この検討会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

(実施内容)

第2条 検討会は、前条の目的を達成するために次の事項を協議する。

- (1) 県内の取組状況を共有し、課題や対応等を検討すること。
- (2) 千葉県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの推進に関すること。
- (3) その他、千葉県糖尿病性腎症重症化予防対策及び慢性腎臓病（CKD）重症化予防対策推進の効果的な実施に関すること。

(構成)

第3条 検討会は、次の区分から委員を選出して構成する。

- (1) 公益社団法人千葉県医師会
- (2) 一般社団法人千葉県糖尿病対策推進会議
- (3) 一般社団法人千葉県歯科医師会
- (4) 一般社団法人千葉県薬剤師会
- (5) 公益社団法人千葉県看護協会
- (6) 公益社団法人千葉県栄養士会
- (7) 千葉県保健所長会
- (8) 国民健康保険の保険者たる市町村
- (9) 千葉県後期高齢者医療広域連合
- (10) 千葉県国民健康保険団体連合会
- (11) 健康保険組合連合会千葉連合会
- (12) 全国健康保険協会千葉支部
- (13) 学識経験者
- (14) 患者会

2 検討会は、必要に応じてその他糖尿病性腎症重症化予防対策等の検討のために必要と認められる者の参画及び助言を求めることができる。

(会長及び副会長)

第4条 検討会には会長及び副会長を置くこととし、会長は委員の互選によって選出し、副会長は会長が指名する。

2 会長は会務を総理し、検討会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて県が招集し、議長は会長が務めるものとする。

2 県は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聴収することができる。

(部会)

第6条 検討会に慢性腎臓病（CKD）重症化予防対策部会を置き、別表のとおり定める。

(事務局)

第7条 検討会の庶務は、千葉県健康福祉部健康づくり支援課において行う。

(その他)

第8条 その他事業の実施について必要な事項は、県が別に定めるものとする。

(要綱の失効)

第9条 この要綱は、令和11年3月31日をもって失効する。

附則

この要綱は、平成29年6月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年1月10日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年11月26日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年10月12日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年 月 日から施行する。

(別表)

慢性腎臓病（CKD）重症化予防対策部会設置要領

1 目的

慢性腎臓病（CKD）「以下（CKD）という。」は、腎臓の働きが徐々に低下していく様々な腎臓病を包括した総称で、自覚症状が乏しく、進行すると腎不全となり、人工透析が必要となります。

千葉県における新規透析導入患者の原疾患は糖尿病性腎症が約半数を占め、高齢化に伴い高血圧や加齢により発症する腎硬化症が年々増加していることから、糖尿病性腎症重症化予防対策と併せて CKD 重要化予防対策に取り組むことが重要です。

本部会では、CKD 重症化予防対策の推進及び関係機関の連携体制について検討します。

2 実施内容

- (1) CKD 重症化予防に関する戦略的な普及啓発の検討
- (2) 健診結果に基づく受診勧奨、重症化予防のための支援の検討
- (3) 紹介基準に沿った専門医紹介等地域における医療連携体制の検討
- (4) その他 CKD 重症化予防対策の推進及び効果的な実施に関すること

3 委員

推進及び関係機関との連携体制等を検討するため、次の区分から委員を選出して構成する。

- (1) 公益社団法人千葉県医師会
- (2) 一般社団法人千葉県糖尿病対策推進会議
- (3) 一般社団法人千葉県薬剤師会
- (4) 公益社団法人千葉県栄養士会
- (5) 千葉県保健所長会
- (6) 国民健康保険の保険者たる市町村
- (7) 千葉県後期高齢者医療広域連合
- (8) 千葉県国民健康保険団体連合会
- (9) 学識経験者

4 運営

- (1) 部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (2) 会議は必要に応じて県が招集し、部会長が議長となる。
- (3) 県が必要と認めたときは、関係者に出席を求めることができる。

5 任期

3年以内とする。